

表3-3(1)イ(ア)②-e 拡大する必要がない理由「その他」

理容所	美容所
<input type="checkbox"/> 最低時間を決めるべき <input type="checkbox"/> バイトをしている生徒もいるし、気持ちがあればバイト <input type="checkbox"/> 実習店に慣れすぎて、就職の際の影響にある <input type="checkbox"/> 現状で無理 <input type="checkbox"/> 客に接することがきかないから <input type="checkbox"/> アシスタント的役割 <input type="checkbox"/> サロンの現状は把握できる	<input type="checkbox"/> ちょうど面白さや厳しさがわかる時間 <input type="checkbox"/> これ以上増やしても効果が期待できない <input type="checkbox"/> 今の時間を真剣に取り組むべき <input type="checkbox"/> 入社してからでないと意味がない <input type="checkbox"/> 店によって教育の仕方が違う

(イ) 1日当たりの実務実習時間

① 養成施設の状況

表3-3(1)イ(イ)①-a 1日当たりの実務実習時間数の拡大《票:養3-3(3)ウ》

	拡大する必要が ある	拡大する必要は ない	どちらともいえな い	合計
理容師養成 施設	43.8 28	20.3 13	35.9 23	100.0 64
美容師養成 施設	50.9 59	12.9 15	36.2 42	100.0 116
合計	48.3 87	15.6 28	36.1 65	100.0 180

表3-3(1)イ(イ)①-b 拡大する必要がある理由《票:養3-3(3)ウ》

	1日の 流れを 把握する 必要が ある	学習効 果に結 びつか ない	4時間 ではか えって サロン に迷惑 をかける	理美容 所の要 望	経験が 必要	理美容 所の勤 務時間	実習先 が離れ ている ため他 の教科 に影響 を生じ る	効率的 でない	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成 施設	28.6 8	14.3 4	10.7 3	3.6 1	3.6 1	3.6 1	0.0 0	3.6 1	32.1 9	100.0 28
美容師養成 施設	37.3 22	10.2 6	8.5 5	5.1 3	3.4 2	3.4 2	3.4 2	3.4 2	25.4 15	100.0 59
合計	34.5 30	11.5 10	9.2 8	4.6 4	3.4 3	3.4 3	2.3 2	3.4 3	27.6 24	100.0 87

表3-3(1)イ(イ)①-b 拡大する必要がある理由「その他」《票:養3-3(3)ウ》

理容師養成施設	美容師養成施設
<input type="checkbox"/> 接客数が限られる <input type="checkbox"/> 学校の授業時間数と同時間程度は必要 <input type="checkbox"/> 実習先でなれた時に帰らなければならない <input type="checkbox"/> 繁忙期等時間がない	<input type="checkbox"/> 現場の状況を認識するため <input type="checkbox"/> 実習時間前後の時間も必要 <input type="checkbox"/> 理美容所の営業時間の拡大 <input type="checkbox"/> 8時間労働を体験させるべき <input type="checkbox"/> 2~4時間の理由がわからない

表3-3(1)イ(イ)①-c 養成施設において拡大する必要がない理由《票:養3-3(3)ウ》

	現状で十分	あくまでも実習	効果が上がら ない	その他(無回答 を含む)	合計
理容師養成 施設	23.1 3	7.7 1	0.0 0	69.2 9	100.0 13
美容師養成 施設	33.3 5	6.7 1	6.7 1	53.3 8	100.0 15
合計	28.6 8	7.1 2	3.6 1	60.7 17	100.0 28

表3-3(1)イ(イ)①-d 拡大する必要がある理由「その他」《票:養3-3(3)ウ》

理容師養成施設	美容師養成施設
<input type="checkbox"/> 校内でもモデルは見つけられる <input type="checkbox"/> 店の負担が増える <input type="checkbox"/> 学校の授業時間数が確保できない	(無回答)

② 理容所・美容所の状況

表3-3(1)イ(イ)②-a 1日当たりの実務実習時間数の拡大《票:所1-2(3)》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容所	32.2 39	16.5 20	41.3 50	9.9 12	100.0 121
美容所	33.0 75	15.9 36	43.2 98	7.9 18	100.0 227
合計	32.8 114	16.1 56	42.5 148	8.6 30	100.0 348

表3-3(1)イ(イ)②-b 拡大する必要がある理由《票:所1-2(3)》

	十分な指導ができない	1日を通して仕事の流れを修得する必要がある	実際と同様の体験が必要	経験は多いほどよい	その他(無回答を含む)	合計
理容所	35.9 14	17.9 7	2.6 1	7.7 3	35.9 14	100.0 39
美容所	30.7 23	21.3 16	21.3 16	0.0 0	26.7 20	100.0 75
合計	32.5 37	20.2 23	14.9 17	2.6 3	29.8 34	100.0 114

表3-3(1)イ(イ)②-c 拡大する必要がある理由「その他」

理容所	美容所
<ul style="list-style-type: none"> ○実習生の理解が不十分 ○店で働くという気持ちがわからない ○モデルによって時間のかかる施術がある ○勤務間と技術トレーニングの区別が難しい ○接客等を学んでほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係に無理が生じる ○店舗運営上、受け入れやすい ○本人のためになる ○仕事をさせてあげられない時間がある ○実習内容によって異なる

表3-3(1)イ(イ)②-d 拡大する必要がない理由《票:所1-2(3)》

	現行の時間で十分	集中力の低下	その他(無回答を含む)	合計
理容所	15.0 3	10.0 2	75.0 15	100.0 20
美容所	19.4 7	8.3 3	72.2 26	100.0 36
合計	17.9 10	8.9 5	73.2 41	100.0 56

表3-3(1)イ(イ)②-e 拡大する必要がない理由「その他」

理容所	美容所
<ul style="list-style-type: none"> ○あくまでも体験 ○学校の授業に影響 ○今でも目一杯 ○客に接することができない 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術等の理解力の低下 ○営業に支障を生じる ○受入サロンに任せるべき ○何を学ぶかであり長いほど良いわけではない

(2) 理容所及び美容所での指導状況

ア 1人の理容師又は美容師に同時に指導される実務実習生数

(ア) 実務実習生に関する指導状況

表3-3(2)ア(ア)① 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数の指導状況《票:厚3-3(2)、県4-

	指導している	指導していない	合計
厚生局	0.0 0	100.0 8	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	100.0 21
合計	6.9 2	93.1 27	100.0 29

表3-3(2)ア(ア)② 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数《票:厚3-3(2)、県4-3(2)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	合計
厚生局	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
都道府県	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 2
合計	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 2

(イ) 理容師又は美容師の指導状況

表3-3(2)ア(イ)① 1人の理容師又は美容師に同時に指導される実務実習生数《票:養3-3(4)イ》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	65.6 42	21.9 14	3.1 2	4.7 3	0.0 0	0.0 0	4.7 3	100.0 64
美容師養成施設	53.4 62	30.2 35	10.3 12	0.0 0	0.9 1	1.7 2	3.4 4	100.0 116
合計	57.8 104	27.2 49	7.8 14	1.7 3	0.6 1	1.1 2	3.9 7	100.0 180

表3-3(2)ア(イ)② 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数《票:所1-3(2)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	57.9 70	24.0 29	3.3 4	1.7 2	0.0 0	0.0 0	13.2 16	100.0 121
美容所	55.5 126	29.5 67	3.1 7	2.6 6	0.0 0	0.0 0	9.3 21	100.0 227
合計	56.3 196	27.6 96	3.2 11	2.3 8	0.0 0	0.0 0	10.6 37	100.0 348

(ウ) 1人の理容師又は美容師が指導する望ましい数

表3-3(2)ア(ウ)① 理容師又は美容師1人に同時に指導される実務実習生の望ましい数《票:養3-3(4)ウ》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	62.5 40	26.6 17	4.7 3	3.1 2	0.0 0	0.0 0	3.1 2	100.0 64
美容師養成施設	48.3 56	39.7 46	8.6 10	0.0 0	0.0 0	1.7 2	1.7 2	100.0 116
合計	53.3 96	35.0 63	7.2 13	1.1 2	0.0 0	1.1 2	2.2 4	100.0 180

表3-3(2)ア(ウ)② 理容師又は美容師1人が同時に指導できる実務実習生数《票:所1-3(3)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	32.2 39	47.1 57	10.7 13	1.7 2	0.0 0	0.0 0	8.3 10	100.0 121
美容所	32.2 73	44.5 101	11.0 25	3.1 7	0.0 0	0.0 0	9.3 21	100.0 227
合計	32.2 112	45.4 158	10.9 38	2.6 9	0.0 0	0.0 0	8.9 31	100.0 348

イ 実施計画及び実務記録

(ア)実施計画及び実務記録に関する指導状況

表3-3(2)イ(ア) 実施計画及び実務記録に関する指導状況《票:厚3-3(1)、県4-3(1)》

	確認・指導している	確認・指導していない	合計
厚生局	87.5 7	12.5 1	100.0 8
都道府県	57.1 12	42.9 9	100.0 21
合計	65.5 19	34.5 10	100.0 29

(イ)実施計画の提示状況

表3-3(2)イ(イ)① 実施計画の提示状況(養成施設)《票:養3-3(4)オ》

	実習の都度提示	一定の時期毎に提示	提示していない	無回答	合計
理容師養成施設	68.8 44	9.4 6	21.9 14	0.0 0	100.0 64
美容師養成施設	72.4 84	12.1 14	15.5 18	0.0 0	100.0 116
合計	71.1 128	11.1 20	17.8 32	0.0 0	100.0 180

表3-3(2)イ(イ)② 実施計画の提示状況(理容所・美容所)《票:所1-3(5)》

	実習の都度提示	一定の時期毎に提示	提示していない	その他	無回答	合計
理容所	65.3 79	8.3 10	13.2 16	10.7 13	2.5 3	100.0 121
美容所	65.2 148	12.3 28	9.3 21	4.0 9	9.3 21	100.0 227
合計	65.2 227	10.9 38	10.6 37	6.3 22	6.9 24	100.0 348

表3-3(2)イ(イ)③ 実習計画の提示状況「その他」

理容所	美容所
○実習生の能力に合わせて、店で計画を立てて実施	○直接、顧客にあたらなため
○計画は空論に近く、実態と合ったものにするべき	○実施計画どおりに行えない
○店の状況、実習生の技量によって異なる	○営業により実践形式となる
○質問の意味がわからない	○美容所の実施計画に従ってもらう
	○実施計画が実情にそぐわない
	○どこまでの行為をさせて良いか曖昧

(ウ)実施計画どおりの実務実習

① 養成施設の状況

表3-3(2)イ(ウ)①-a 実施計画どおりの実務実習(養成施設)《票3-3(4)カ》

	できている	できていない	無回答	合計
理容師養成施設	81.3 52	12.5 8	6.3 4	100.0 64
美容師養成施設	79.3 92	10.3 12	10.3 12	100.0 116
合計	80.0 144	11.1 20	8.9 16	100.0 180

表3-3(2)イ(ウ)①-b 実施計画どおりにできない理由《票:養3-3(4)カ》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> ○店が忙しい ○受け入れ先でばらばら ○4時間以内という時間的問題 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業状況の変化 ○4時間以内という時間的問題 ○受入美容所による ○基準と現場の内容があわない ○生徒のレベルと指導する美容師の判断

② 理容所・美容所の状況

表3-3(2)イ(ウ)②-a 実施計画どおりの実務実習(理容所・美容所)《票:所1-3(6)》

	できている	できていない	無回答	合計
理容所	66.1 80	21.5 26	12.4 15	100.0 121
美容所	67.8 154	21.6 49	10.6 24	100.0 227
合計	67.2 234	21.6 75	11.2 39	100.0 348

表3-3(2)イ(ウ)②-b 実施計画どおりにできない理由《票:所1-3(6)》

	営業中なので すべて そのと おりに はでき ない	技術の 習得が 遅い等 個人差 がある	実習時 間が短 い	どこま でさせ て良い か曖昧	実施計 画と実 習生の 技術が 伴わな い	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容所	26.9 7	19.2 5	3.8 1	0.0 0	11.5 3	38.5 10	100.0 26
美容所	32.7 16	10.2 5	6.1 3	4.1 2	0.0 0	46.9 23	100.0 49
合計	30.7 23	13.3 10	5.3 4	2.7 2	4.0 3	44.0 33	100.0 75

表3-3(2)イ(ウ)②-c 実施計画どおりにできない理由「その他」《票:所1-3(6)》

理容所	美容所
<ul style="list-style-type: none"> ○2人で営業しているから ○接客サービスを中心にしているから ○実施計画の提示がないから ○実習の目的と現実が合わない ○矯正施設であるため ○サロンのシステムで指導しているから 	<ul style="list-style-type: none"> ○実習計画がサロンでの技術訓練と異なる ○実習内容によって異なる ○実習生のできる技術に限られている ○スタッフが指導できない ○全くできない

ウ 1か所の理容所・美容所に同一時間帯で送り出す実務実習生数

(ア)実務実習生数に関する指導状況

表3-3(2)ウ(ア) 実務実習生数の指導状況《追加質問》

	指導している	指導していない	合計
厚生局	12.5 1	87.5 7	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	100.0 21
合計	10.3 3	89.7 26	100.0 29

(イ)1理容所又は美容所の実務実習生数

表3-3(2)ウ(イ)① 実務実習数の状況《票:養3-3(4)ア》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	合計
理容師養成施設	70.3 45	25.0 16	3.1 2	0.0 0	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	53.4 62	44.8 52	0.0 0	0.0 0	1.7 2	100.0 116
合計	59.4 107	37.8 68	1.1 2	0.0 0	1.7 3	100.0 180

表3-3(2)ウ(イ)② 受け入れる実務実習生数《票:所1-3(1)》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	61.2 74	24.8 30	1.7 2	0.0 0	0.8 1	11.6 14	100.0 121
美容所	42.7 97	46.3 105	2.2 5	0.9 2	0.0 0	7.9 18	100.0 227
合計	49.1 171	38.8 135	2.0 7	0.6 2	0.3 1	9.2 32	100.0 348

(3) 理容行為・美容行為の状況

ア 無料で行う理容行為・美容行為

表3-3(3)ア 無料で行う理容行為・美容行為《票:厚3-3(4)ア、県4-3(4)ア》

	聞いたことがある			無	合計
	有	聞いたことはあ るが実態は把握 していない	合計		
厚生局	33.3 12.5 1	66.7 25.0 2	100.0 37.5 3	62.5 5	100.0 8
都道府県	0.0 0.0 0	100.0 4.8 1	100.0 4.8 1	95.2 20	100.0 21
合計	25.0 3.4 1	75.0 10.3 3	100.0 13.8 4	86.2 25	100.0 29

※厚生局で「聞いたことがある」1件について、指導は行っていない。

イ 実務実習生の受入れに関する苦情

表3-3(3)イ 受入れに当たっての苦情(理容所・美容所)《票:養1-1(4)》

	受けている	受けていない	無回答	合計
理容所	1.7 2	87.6 106	10.7 13	100.0 121
美容所	1.3 3	90.7 206	7.9 18	100.0 227
合計	1.4 5	89.7 312	8.9 31	100.0 348

※美容所の「受けている」のうちの1件は「実習態度について」

ウ 代金の徴収

表3-3(3)ウ① 代金の徴収の状況《票:所1-3(10)》

	徴収する			徴収しない	無回答	合計
	徴収する	内容により徴収	合計			
理容所	47.1 13.2 16	52.9 14.9 18	100.0 28.1 34	54.5 66	17.4 21	100.0 121
美容所	50.0 5.7 13	50.0 5.7 13	100.0 11.5 26	70.5 160	18.1 41	100.0 227
合計	48.3 8.3 29	51.7 8.9 31	100.0 17.2 60	64.9 226	17.8 62	100.0 348

※「内容によって徴収する」と回答したうちの3件は「1000円」

表3-3(3)ウ② 代金の徴収《票:養1-3(10)》

徴収する		内容によって徴収する	
理容所	美容所	理容所	美容所
3,300円	—	350円	1,000円
3,500円		1,000円	
3,800円		2,300円	
4,000円		3,000円	
4,200円			

エ 顧客の状況

① 養成施設の状況

表3-3(3)エ①-a 1日当たりの平均顧客数《票:養3-3(4)エ》

		1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	実施計画上	28.1 18	34.4 22	6.3 4	0.0 0	0.0 0	31.3 20	100.0 64
	実行上	28.1 18	31.3 20	4.7 3	0.0 0	0.0 0	35.9 23	100.0 64
美容師養成施設	実施計画上	14.7 17	36.2 42	12.1 14	0.0 0	0.0 0	37.1 43	100.0 116
	実行上	19.0 22	30.2 35	9.5 11	0.0 0	0.0 0	41.4 48	100.0 116
合計	実施計画上	19.4 35	35.6 64	10.0 18	0.0 0	0.0 0	35.0 63	100.0 180
	実行上	22.2 40	30.6 55	7.8 14	0.0 0	0.0 0	39.4 71	100.0 180

② 理容所・美容所の状況

表3-3(3)エ②-a 1日当たりの平均顧客数《票:所1-3(4)》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	21.5 26	45.5 55	8.3 10	0.0 0	0.8 1	24.0 29	100.0 121
美容所	16.3 37	33.9 77	11.0 25	0.9 2	0.9 2	37.0 84	100.0 227
合計	18.1 63	37.9 132	10.1 35	0.6 2	0.9 3	32.5 113	100.0 348

表3-3(3)エ②-b 顧客に断られることの有無《票:所1-3(6)》

	よくある	時々ある	あまりない	全くない	無回答	合計
理容所	1.7 2	7.4 9	38.0 46	34.7 42	18.2 22	100.0 121
美容所	2.6 6	7.0 16	28.6 65	36.6 83	25.1 57	100.0 227
合計	2.3 8	7.2 25	31.9 111	35.9 125	22.7 79	100.0 348

表3-3(3)エ②-c 1人の顧客に対する最初から最後まで理容行為又は美容行為《票:所1-3(7)》

	ある	ない	無回答	合計
理容所	1.7 2	86.8 105	11.6 14	100.0 121
美容所	1.3 3	90.7 206	7.9 18	100.0 227
合計	1.4 5	89.4 311	9.2 32	100.0 348

オ 顧客確保の方策

① 養成施設の状況

表3-3(3)オ①-a 顧客の確保するための方策(養成施設)《票:養3-3(5)》

	講じている	講じていない	無回答	合計
理容師養成施設	10.9 7	85.9 55	3.1 2	100.0 64
美容師養成施設	3.4 4	92.2 107	4.3 5	100.0 116
合計	6.1 11	90.0 162	3.9 7	100.0 180

表3-3(3)オ①-b 顧客の確保するための具体的方策(養成施設)《票:養3-3(5)》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者等へのお願い ○当所理容所においての実務実習であるため ○モデル計画表を作成 ○店への働きかけ ○予約により確実に実施 ○学校関係者の来店 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への協力要請 ○接客マナーの重点的指導 ○自主的、積極的な顧客へのアプローチ

② 理容所・美容所の状況

表3-3(3)オ②-a 顧客の確保するための方策(理容所・美容所)《票:所1-4》

	講じている	講じていない	無回答	合計
理容所	16.5 20	67.8 82	15.7 19	100.0 121
美容所	7.0 16	79.7 181	13.2 30	100.0 227
合計	10.3 36	75.6 263	14.1 49	100.0 348

表3-3(3)オ②-b 顧客の確保するための具体的な方策(理容所・美容所)《票:所1-4》

理容所	美容所
<ul style="list-style-type: none"> ○何らかのお礼 ○親類、友人、知人等にお願する ○スタッフの協力 ○自分の判 ○接客・マ ○モデル表 ○モデルを ○実習生であることを明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> ○お店のスタッフがモデルになる ○名前を覚えてもらう ○受入の意思表示をしている ○補佐的な仕事を多くさせるようにしている ○タウン情報誌・店内ポスターの掲示 ○自己に積極的にアプローチさせる ○常連客、知人、友人に協力してもらう ○無料でモニター客になってもらう

(4) 選択必修科目の専門教育科目の校外実習(実務実習)

ア 校外実習に関する指導状況

表3-3(4)ア① 校外実習に対する指導状況《票:厚3-3(5)ア、県4-3(5)ア》

	認めている	認めていない	その他	合計
厚生局	25.0 2	62.5 5	12.5 1	100.0 8
都道府県	23.8 5	76.2 16	0.0 0	100.0 21
合計	24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

表3-3(4)ア② 校外実習に対する指導の内容(重複回答)《票:厚3-3(5)イ、県4-3(5)イ》

	指導している	指導内容(重複回答)					指導していない	無回答	合計
		実施計画・評価	実施時期	回数・回数	実習施設	指導者・指導内容			
厚生局	87.5 7	28.6 25.0 2	14.3 12.5 1	14.3 12.5 1	28.6 25.0 2	14.3 12.5 1	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	19.0 4	81.0 17	100.0 21
合計	24.1 7	28.6 6.9 2	14.3 3.4 1	14.3 3.4 1	28.6 6.9 2	14.3 3.4 1	13.8 4	62.1 18	124.1 29

イ 校外実習の実施状況

① 養成施設の状況

表3-3(4)イ① 校外実習の実施状況《票:養3-3(7)ア》

	実施している	実施していない	無回答	合計
理容師養成施設	10.7 13	57.9 70	31.4 38	100.0 121
美容師養成施設	49.6 116	47.4 111	3.0 7	100.0 234
合計	36.3 129	51.0 181	12.7 45	100.0 355

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)イ② 校外実習の受入状況《票:所1-6(2)》

	受け入れている	受け入れていない	無回答	合計
理容所	18.2 22	64.5 78	17.4 21	100.0 121
美容所	15.9 36	65.2 148	18.9 43	100.0 227
合計	16.7 58	64.9 226	18.4 64	100.0 348

ウ 校外実習生の受入れの可否

表3-3(4)ウ① 校外実習の受入の可否《票:所1-6(1)》

	可能	不可能	無回答	合計
理容所	43.0 52	48.8 59	8.3 10	100.0 121
美容所	44.5 101	40.5 92	15.0 34	100.0 227
合計	44.0 153	43.4 151	12.6 44	100.0 348

表3-3(4)ウ② 校外実習の受入が不可能な理由《票:所1-6(1)》

	エス テ、メイ ク、ネイル等 は行って いない	指導者 がいない	顧客に 接触さ せてい ない	一部で は業務 量が少 ない	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容所	40.7 24	11.9 7	3.4 2	1.7 1	42.4 25	100.0 59
美容所	41.3 38	6.5 6	2.2 2	2.2 2	47.8 44	100.0 92
合計	41.1 62	8.6 13	2.6 4	2.0 3	45.7 69	100.0 151

表3-3(4)ウ③ 校外実習の受入が不可能な理由「その他」

理容所	美容所
○希望者がいない	○現状で精一杯
○設備がない	○受入体制ができていない
○実際にやってみないとわからない	○ニーズがない
○方向性の違い	○時期が合わない
○矯正施設	○生徒にさせてもいい顧客がいない
	○課目による
	○技術が未熟である

エ 実習科目

① 養成施設の状況

表3-3(4)エ①-a 実習課目(養成施設)《票:養3-3(7)イ》

	接客・ 掃除	理容・ 美容実 習	社会福 祉	その他 (無回 答を含
理容師養成 施設	30.6 2	100.0 13	15.3 1	15.3 1
美容師養成 施設	2.6 3	10.3 12	1.7 2	85.3 99
合計	3.9 5	19.4 25	2.3 3	77.5 100

※理容師養成施設「13件」、美容師養成施設「116件」を

表3-3(4)エ①-b 実習課目「その他」《票:養3-3(7)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○日本文化	○ブライダル ○エステティック ○アシスタント ○公共施設 ○マナー講座 ○企業実習 ○ボランティア実習 ○日本文化

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)エ②-a 理容所・美容所で受け入れている実習課目《票:所1-6(3)》

	理容・ 美容技 術	エステ ティック	シャン プー	ネイル	フェイ シャル・ メイク	接客・ 雑務	カウ ンセリ ング	シェー ビング	その他
理容所	31.8 7	40.9 9	54.5 12	13.6 3	27.3 6	36.4 8	18.2 4	13.6 3	18.2 4
美容所	30.6 11	19.4 7	8.3 3	22.2 8	16.7 6	5.6 2	5.6 2	0.0 0	11.1 4
合計	32.1 18	28.6 16	26.8 15	19.6 11	21.4 12	17.9 10	10.7 6	5.4 3	14.3 8

※理容所「22件」、美容所「36件」を対象

表3-3(4)エ②-b 実習課目「その他」《票:所1-6(3)》

理容所	美容所
○レディースシェーブ ○モード ○マッサージ ○カット	○カット ○ワインディング ○アップ ○マッサージ

オ 実習時間

(ア) 年間実習時間

表3-3(4)オ(ア) 1年間の実習時間数《票:養3-3(7)エ》

	1~10 時間	11~20 時間	21~30 時間	31~40 時間	41~50 時間	51~60 時間	61時間 以上	合計
理容師養成 施設	21.4 3	21.4 3	14.3 2	7.1 1	7.1 1	21.4 3	7.1 1	100.0 14
美容師養成 施設	15.4 4	15.4 4	15.4 4	3.8 1	7.7 2	26.9 7	15.4 4	100.0 26
合計	17.5 7	17.5 7	15.0 6	5.0 2	7.5 3	25.0 10	12.5 5	100.0 40

(イ) 1日当たりの実習時間

① 養成施設の状況

表3-3(4)オ(イ)① 1日当たりの実習時間数(養成施設)《票:養3-3(7)エ》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間 以上	合計
理容師養成 施設	8.3 1	8.3 1	16.7 2	33.3 4	33.3 4	100.0 12
美容師養成 施設	4.3 1	8.7 2	13.0 3	30.4 7	43.5 10	100.0 23
合計	5.7 2	8.6 3	14.3 5	31.4 11	40.0 14	100.0 35

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)オ(イ)② 1日当たりの実習時間数(理容所・美容所)《票:所1-6(6)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間 以上	合計
理容所	18.9 7	32.4 12	8.1 3	21.6 8	18.9 7	100.0 37
美容所	8.9 4	20.0 9	11.1 5	33.3 15	26.7 12	100.0 45
合計	8.9 4	20.0 9	11.1 5	33.3 15	26.7 12	100.0 45

カ 実施計画及び実務記録

① 養成施設の状況

表3-3(4)カ① 実施計画の作成及び実務記録の評価の状況《票:養3-3(7)ウ》

	作成・評価して いる	作成・評価して いない	無回答	合計
理容師養成 施設	92.3 12	7.7 1	0.0 0	100.0 13
美容師養成 施設	15.5 18	0.0 0	84.5 98	100.0 116
合計	23.3 30	0.8 1	76.0 98	100.0 129

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)カ② 実施計画の提示及び実務記録の作成状況《票:所1-6(4)(5)》

	実 習 計 画				実 務 記 録			
	受けて いる	受けて いない	無回答	合計	記録し ている	記録し ていな い	無回答	合計
理容所	77.3 17	22.7 5	0.0 0	100.0 22	63.6 14	36.4 8	0.0 0	100.0 22
美容所	72.2 26	22.2 8	5.6 2	100.0 36	80.6 29	11.1 4	8.3 3	100.0 36
合計	74.1 43	22.4 13	3.4 2	100.0 58	74.1 43	20.7 12	5.2 3	100.0 58

(5) 名札等の着用

ア 名札等の着用に関する指導状況

表3-3(5)ア 名札の着用に関する指導状況《票:厚3-3(3)、県4-3(3)》

	着用するよう指導	指導していない	合計
厚生局	25.0 2	75.0 6	100.0 8
都道府県	38.1 8	61.9 13	100.0 21
合計	34.5 10	65.5 19	100.0 29

イ 名札等の着用状況

① 養成施設の状況

表3-3(5)イ① 名札の着用状況(養成施設)《票:養3-3(4)キ》

	義務付けている	義務付けていない	実習店にまかせ	無回答	合計
理容師養成施設	62.5 40	31.3 20	3.1 2	3.1 2	100.0 64
美容師養成施設	61.2 71	29.3 34	6.9 8	2.6 3	100.0 116
合計	61.7 111	30.0 54	5.6 10	2.8 5	100.0 180

② 理容所・美容所の状況

表3-3(5)イ②-a 名札の着用状況(理容所・美容所)《票:所1-3(9)》

	着用している			着用していない	その他	無回答	合計
	養成施設の指示	理容所の判断で着用	合計				
理容所	79.5	20.5	100.0	0.0	4.1	35.5	100.0
	47.9	12.4	60.3				
	58	15	73				
美容所	74.4	25.6	100.0	23.3	0.4	7.5	100.0
	51.1	17.6	68.7				
	116	40	156				
合計	76.0	24.0	100.0	15.2	1.7	17.2	100.0
	50.0	15.8	65.8				
	174	55	229				

表3-3(5)イ②-b 名札の着用状況(理容所・美容所)「その他」《票:所1-3(9)》

理容所	美容所
○実務実習を行っている店舗であることを表示すべき	○ある所とない所がある
○学校の白衣を着用している	

(6)実務実習の実施状況

ア 実施状況

表3-3(6)ア 実務実習の実施状況《票:養3-3(1)》

		実施	未実施	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	52.9 64	43.8 53	3.3 4	100.0 121
	夜間課程	0.0 0	33.3 1	66.7 2	100.0 3
	通信課程	18.1 15	77.1 64	4.8 4	100.0 83
	合計	38.2 79	57.0 118	4.8 10	100.0 207
	美容師養成施設	49.6 116	49.1 115	1.3 3	100.0 234
美容師養成施設	夜間課程	21.2 7	75.8 25	3.0 1	100.0 33
	通信課程	13.4 24	79.9 143	6.7 12	100.0 179
	合計	33.0 147	63.5 283	3.6 16	100.0 446
	合計	50.7 180	47.3 168	2.0 7	100.0 355
	夜間課程	19.4 7	72.2 26	8.3 3	100.0 36
合計	通信課程	14.9 39	79.0 207	6.1 16	100.0 262
	合計	34.6 226	61.4 401	4.0 26	100.0 653

イ 委託及び受入れの状況

① 養成施設の状況

表3-3(6)イ①-a 委託している理容所・美容所数《票:養3-3(2)ア》

		1~2 か所	3~5 か所	6~8 か所	9~10 か所	11~15 か所	16~20 か所	21か所 以上	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	23.4 15	17.2 11	9.4 6	7.8 5	7.8 5	3.1 2	17.2 11	14.1 9	100.0 64
	夜間課程	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	通信課程	6.7 1	6.7 1	13.3 2	0.0 0	13.3 2	0.0 0	20.0 3	40.0 6	100.0 15
	合計	20.3 16	15.2 12	10.1 8	6.3 5	8.9 7	2.5 2	17.7 14	19.0 15	100.0 79
	美容師養成施設	8.6 10	3.4 4	8.6 10	3.4 4	10.3 12	6.9 8	48.3 56	10.3 12	100.0 116
美容師養成施設	夜間課程	14.3 1	0.0 0	14.3 1	14.3 1	14.3 1	0.0 0	42.9 3	0.0 0	100.0 7
	通信課程	8.3 2	4.2 1	8.3 2	4.2 1	12.5 3	4.2 1	45.8 11	12.5 3	100.0 24
	合計	8.8 13	3.4 5	8.8 13	4.1 6	10.9 16	6.1 9	47.6 70	10.2 15	100.0 147
	合計	13.9 25	8.3 15	8.9 16	5.0 9	9.4 17	5.6 10	37.2 67	11.7 21	100.0 180
	夜間課程	14.3 1	0.0 0	14.3 1	14.3 1	14.3 1	0.0 0	42.9 3	0.0 0	100.0 7
合計	通信課程	7.7 3	5.1 2	10.3 4	2.6 1	12.8 5	2.6 1	35.9 14	23.1 9	100.0 39
	合計	12.8 29	7.5 17	9.3 21	4.9 11	10.2 23	4.9 11	37.2 84	13.3 30	100.0 226

表3-3(6)イ①-b 実務実習場所となる理容所・美容所数の十分な確保《票:養3-3(2)イ》

	確保できている	十分でないが確保できている	確保できていない	合計
理容師養成施設	100.0 64	0.0 0	0.0 0	100.0 64
美容師養成施設	0.0 0	100.0 116	0.0 0	100.0 116
合計	35.6 64	64.4 116	0.0 0	100.0 180

② 理容所・美容所の状況

表3-3(6)イ②-a 受入れを行っている養成施設数《票1-1(5)》

	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所以上	無回答	合計
理容所	72.7 88	7.4 9	0.0 0	0.0 0	1.7 2	18.2 22	100.0 121
美容所	58.1 132	16.3 37	6.6 15	2.6 6	3.5 8	12.8 29	100.0 227
合計	63.2 220	13.2 46	4.3 15	1.7 6	2.9 10	14.7 51	100.0 348

表3-3(6)イ②-b 実務実習生の今後の受入れの可否《票:養1-1(1)》

	可能	不可能	無回答	合計
理容所	87.6 106	7.4 9	5.0 6	100.0 121
美容所	90.7 206	2.6 6	6.6 15	100.0 227
合計	89.7 312	4.3 15	6.0 21	100.0 348

表3-3(6)イ①-c 実務実習生の受入れが今後、不可能な理由

理容所	美容所
<ul style="list-style-type: none"> ○ろう学校・矯正施設であるため ○人手不足のため、指導まで手が回らない ○実習生の指導に自信がない ○営業と両立できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢のため ○実習生の質の低下 ○1人で営業しているため ○客に接することができないため、営業に支障を来す ○どちらとも言えない

ウ 実習場所の選定

① 養成施設の状況

表3-3(6)ウ①-a 理容所・美容所の選定方法(重複回答)《票:養3-3(2)ウ(ア)》

	養成施設が設置	近隣の理美容所	組合等の協力	関係者が経営	生徒の希望	卒業後就職する店	その他(無回答を含む)
理容師養成施設	25.0 16	42.2 27	39.1 25	28.1 18	3.1 2	3.1 2	3.1 2
美容師養成施設	16.4 19	55.2 64	27.6 32	31.9 37	7.8 9	1.7 2	13.8 16
合計	19.4 35	50.6 91	31.7 57	30.6 55	6.1 11	2.2 4	10.0 18

※理容師養成施設「64件」、美容師養成施設「116件」を対象

表3-3(6)ウ①-b 理容所・美容所の選定方法(重複回答)《票:養3-3(2)ウ(ア)》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> ○求人を出してくれる理容所 	<ul style="list-style-type: none"> ○求人等を出してくれる店 ○つきあいのある店 ○グループ企業が経営するサロン ○適切と思われる美容所を選定 ○出身地の近隣の店

② 理容所・美容所の状況

表3-3(6)ウ②-a 実務実習生を受入れた方法《票:所1-1(2)》

	直接養成施設から依頼	組合等を通じて	本人からの依頼	同一設置者	その他(無回答を含む)
理容所	76.1 89	3.4 4	2.6 3	1.7 2	10.3 12
美容所	82.3 181	5.5 12	5.0 11	0.0 0	0.0 0
合計	80.1 270	4.7 16	4.2 14	0.6 2	3.6 12

※理容所「121件」、美容所「227件」を対象

表3-3(6)ウ②-b 実務実習生を受入れた方法「その他」《票:所1-1(2)》

理容所
○親類
○身内が入学
○養成施設に申込

エ 実務実習生の受入費用

① 養成施設の状況

表3-3(6)エ①-a 理容所・美容所に対する受入れ費用の支出《票:養3-3(2)エ》

	支出している	支出していない	その他	合計
理容師養成施設	1.6 1	96.9 62	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	2.6 3	94.0 109	3.4 4	100.0 116
合計	2.2 4	95.0 171	2.8 5	100.0 180

表3-3(6)エ①-b 理容所・美容所に対する受入れ費用の支出「その他」《票:養3-3(2)エ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○10,000円	○謝礼として5,000円程度
	○10,000円
	○菓子折程度

② 理容所・美容所の状況

表3-3(6)エ②-a 養成施設からの受入れ費用の受領《票:1-1(3)》

	受領している	受領していない	その他	無回答	合計
理容所	3.3 4	88.4 107	0.8 1	7.4 9	100.0 121
美容所	1.3 3	90.3 205	0.0 0	8.4 19	100.0 227
合計	2.0 7	89.7 312	0.3 1	8.0 28	100.0 348

※「受領している」と回答したうち、理容所2件、美容所1件は「1万円」